A TALL TO A STANDARD TO A STAN								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7~9月	10月以降
配分方法	一時金でも可		2/3以上は基本給または決まって毎月支払われる手当の 引上げに充てる					
		28日	31日	15日				
介護	配分方法の検討	賃金改善開始	2 · 3 月八	都道府県に提出   電金改善計画書を		2 補 3 - 4 月	(以降、毎月交付) 告書を提出 に都道府県に実績報	令 和 5 年 報酬改定 1 L により
障害	•	県に提出	3月分の賃金改善を 実施 3月分の賃金改善を	に提出と		炎 4   付 月   分	月別した	月 創設? 末 で
保育	職員への説明	市町村への申請	部を 3 月理事会等 - 一 会等	市町村への申請(必要な場合)	4月~	9 月分交付		公定価格の 見直しにより 同様の措置
社会的養 護		市町村への申請	会 等 2·3月 分交付	市町村への申請		4 月~ 9 月分	交付	措置費の 仕組みの中 で対応